

学校施設開放事業のスポ少等の団体利用及び 総合体育館の利用を再開します

- 宮城県の緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置が適用されることに伴い、学校施設開放事業の一部及び市総合体育館、本吉総合体育館の利用を、9月13日（月）から再開します。
- 利用再開する施設の利用時間は、まん延防止等重点措置が適用している間、午後8時までとします。
- 各施設を利用する際は、感染防止対策を徹底のうえ利用いただくようお願いいたします。

【学校施設開放事業】

- 学校施設開放事業については、子ども達が学ぶ学校において、校外利用者の感染等による児童・生徒の学習環境への影響を極力避けるため、スポーツ少年団等の小・中学生への指導を目的とした団体の利用のみ、9月13日から再開します。
- 一般団体の利用については、まん延防止等重点措置が適用している間、利用休止を継続させていただきますので、御理解願います。

【市総合体育館・本吉総合体育館】

- 緊急事態宣言等の発令により休止していた市総合体育館、本吉総合体育館の利用を9月13日から再開します。
- 市総合体育館は月曜日休館のため、9月14日から利用再開となります。
- 市総合体育館のメインアリーナ及びプレイルームは、ワクチン接種会場として利用しているため、当面の間、利用できません。

※ 上記の内容は、市内の感染状況等により変更になる場合があります。